



# 大山崎町 高齢者への配食 (給食)事業、 大幅に改善

前号で乙訓2市1町の高齢者の配食について皆さんにお知らせしましたが、大山崎町の配食(給食)に大幅な改善がなされました。

これまで大山崎町では介護保険サービスが利用されている日については「見守りがなされている」とサービス利用が拒まれていました。

しかし、このたび大山崎町は運用を見直し、在宅サービス利用日にも利用が可能となりました。

これは当事務所のケアマネージャーが担当する「要介護5」で日中独り暮らしのかたのサービスが拒まれた事に対して交渉の結果、大山崎町が判断を変えたものです。

申請をしていたAさんから決定通知書が見せられたとき、本当に嬉しく思いました。

Aさんだけでなく、これから大山崎でお困りの方が救われることはこのうえない喜びです。

介護保険のサービスではいくらサービスを利用しようともその時間は限られています。いくら人との接点があったとしても、24時間の大半は「見守られない」のが現実です。

そういうなかで大山崎町がサービスの門戸を広げたことは大きな前進です。

大山崎町は先の選挙で中学校給食の自校方式での実現、保育所の民間委託に反対という子育て世代の願いを掲げ、あたらしい町政が生まれました。

その町政が高齢者の分野でも早速改善を図って下さった事を嬉しく思います。

わたしたちは引き続き、誰もが住み慣れた町で暮らし続ける事が出来る街作りのために制度の改善を乙訓地域の自治体に求めたいと思います。

認知症の人と家族の会がコロナ禍の利用者自己負担で  
厚労省に要請しました。

2020年6月29日

厚生労働大臣加藤勝信様

公益社団法人認知症の人と家族の会  
代表理事鈴木森夫

新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬の特例措置によるサービス利用者への負担押し付けの撤回を求める緊急要請

日ごろより、当会の活動にご理解、ご支援いただき、ありがとうございます。さて、厚生労働省から6月1日付で、各都道府県等の介護保険担当主管部局あての事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第12報)」が、また、6月15日付で、「同(第13報)」が発出されました。この通知の取り扱いをめぐり、利用者や介護の現場から戸惑いや怒りの声が多く上がっていることは、ご存じのとおりです。私たち「家族の会」の電話相談にも「3時間しか利用していないのに、5時間の利用料を払わなければならないのは納得できない」との訴えや、「利用者・家族は事業所の大変さを理解し、利用時間を減らして協力している上に、さらに利用料の負担増まで強いられるのはおかしい」、「このような理不尽なことがまかり通れば、利用者・家族の生活は立ち行かなくなってしまう」、などの怒りの声が届いています。6月25日の社会保障審議会介護給付費分科会において、「家族の会」の鎌田松代理事は、「コロナ禍で大変な中、利用者の安全や健康を守るためにがんばって事業継続していただいている事業所には感謝の気持ちでいっぱいですが、しかし、だからといって、利用者とその感謝の代償として、実際には利用していないサービスの分まで負担しろというのは、あまりにも理不尽です。また、それによって限度額を超えてしまえば、その分は全額自己負担となってしまい、到底、道理に合わないやり方であり、同意した利用者だけが負担増となり、同意しない人との不公平が生じます」と強く問い正したところです。私たちは、コロナ禍の中で、デイサービスやショートステイなどの介護サービスの有り難さを実感しており、事業者が感染症による減収によって閉鎖に追い込まれるような、「介護崩壊」が起こらないことを誰よりも願っています。今回、介護事業所が運営上大きな困難に直面せざるを得なかったのは、ひとえに新型コロナウイルス感染症の蔓延によるものであり、事業者の責任でも、利用者・家族の責任でもありません。不可抗力による事態を、利用者へ負担を押し付けて解消しようとするような今回の措置は、利用者や事業者の信頼関係を壊すだけでなく、介護保険制度への国民の信頼を揺るがし、国の責任を放棄するものと言わざるを得ません。このような先例を絶対に作ってはなりません。直ちに、今回の特例措置(臨時的取り扱い)を撤回し、介護事業所の減収や感染対策にかかる経費等についてこそ、補正予算の予備費を使い、公費で補填するよう、強く求めるものです。以上



有限会社 おとくに福祉研究所

きょうと福祉倶楽部

☎075-958-2560